

令和元年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時: 令和2年2月3日(月)

午後2時から午後4時20分まで

場所: 県庁行政庁舎11階 第二会議室

1 開会

2 挨拶 (大森環境生活部長)

3 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」諮問書交付

4 議事

(1) 会議の成立

15名の委員のうち14名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

出席委員

西川委員(会長)、星委員(副会長)、氏家幸子委員、熊谷委員(副会長)、加藤委員、大友委員、平田委員、日野委員、馬場委員、氏家直子委員、佐々木仁委員、高橋委員、佐久間委員、佐々木圭亮委員

欠席委員

鈴木委員

(2) 会議内容

〈 西川会長 〉

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

年が明けましたけれども食の安全安心についてではないですが、違う話題で今、大変ですけれども、今日はよろしく願いいたします。

それではまず最初に、本日議題として、議事の4(1)になりますけれども、イの、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」の策定について、それから、ロになります。令和2年度宮城県食品衛生監視指導計画案の2点を協議していただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、この会は、消費者及び事業者、生産者代表、それから、学識経験者から構成されておりますので、委員同士で意見交換しながら、それぞれのお立場の委員お一人お一人から貴重な御意見を頂戴する場にしたいと思っておりますので、活発な討議をよろしくお願いいたします。

それではまず、イでありますけれども、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

それでは、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」の策定について御説明いたします。

まず、策定のあらましについて御説明いたします。資料2を御覧ください。食の安全安心の確保

につきましては、一番上の枠内に記載しております、みやぎ食の安全安心推進条例に基づきまして、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」を策定し、推進しております。この計画につきましては、上から2番目の枠内に記載しておりますが、現在第3期でございます、大きく3つの分類で施策を進めているところでございます。現計画の終期が令和2年度となっておりますことから、このたび、第4期の計画の策定に着手したものでございます。中ほどに記載しております、第4期計画の策定の視点につきましては、のちほど御説明いたします。策定作業は、県庁内の関係各課で構成するワーキンググループを設置して、素案を作成しております。下の方の枠内に素案のポイントを記載してございます。計画の柱となる大分類は、これまでの成果に鑑みまして、第3期の計画を踏襲しております。また、震災から10年が経過するにあたり、事業の精査により、必要な施策に取り組むほか、施策の組換えや削除を行っております。今後、推進会議で御検討いただき、パブリックコメントも実施しながら、推進会議の答申をいただきまして、最終的に県議会の議決を経て計画を公表することとしております。

続きまして、資料2-2を御覧ください。第4期の計画策定の基本的な考え方とスケジュールを説明いたします。

まず、計画策定の趣旨といたしましては、(2)を御覧ください。現在のところ、第3期におきましては、食の安全安心の根幹を揺るがすような大きな問題は発生しておりません。これも県、生産者、事業者、消費者がそれぞれの責任を認識し役割を果たしている結果であるととらえているところでございます。また、原発事故による放射性物質検査への対応につきましても、速やかな検査結果の公表により、一定の目的を果たしている状況でございます。

こうした中、食を取り巻く情勢は、グローバル化や外部化が進展し、HACCPの制度化などにより、体制の整備が図られてきておりますが、第3期の計画が終期を迎えますことから、施策への評価やアンケート結果等を踏まえまして、第4期の計画を策定するものでございます。計画の目的、位置づけ、裏面になりますけれども、施策につきましては条例に記載、規定されているとおりでございます。計画の期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。検討組織ですけれども、この推進会議において御審議いただくほか、県庁内の関係各課で構成するワーキンググループを設置しているところでございます。

策定スケジュールといたしましては、本日の推進会議で御意見を伺うほか、今月末までに、お手元にお配りしております書面で御意見をいただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

その上で、来年度6月に予定しております、第1回推進会議で御検討いただきまして、8月に予定しております第2回推進会議で中間案の検討をお願いいたします。この中間案のパブリックコメントを実施いたしまして、11月の第3回推進会議において、最終案を検討していただいたあと、答申をいただきたいと思いますと考えてございます。

次に、資料3を御覧ください。第4期計画についての視点と、今後の施策という形で、素案を整理してございます。一番左側が現在の計画の施策の展開。その右側に、策定の視点として、社会経済情勢の変化など4項目を挙げております。それぞれの詳細につきましては、裏面に記載しておりますので、のちほど御覧いただきたいと思います。まず1つ目の、社会情勢の変化といたしましては、SDGsの取組の推進、HACCPに沿った衛生管理の制度化、広域食中毒事案の発生と対応強化、食のグローバル化、外部化などの進展について整理してございます。

2つ目として、現計画における取組の評価としましては、推進会議でいただいた、直近の評価を

記載しております。施策の実施状況に対する達成度として、18ある評価項目の中で、14項目、77%について、達成しているという評価をいただいているところでございます。

3つ目の消費者モニターアンケートの主な意見といたしましては、回答者の約6割が、食の安全安心について何らかの不安を感じており、この数字というのは、近年横ばいといったところでございます。

4つ目といたしましては、他の計画との整合性とございますけれども、これにつきましては、宮城の将来ビジョンをはじめ、各種基本計画が同時期に見直しとなるため、連携しながら施策を進めるということにしております。

右側の基本計画策定のアウトラインを御覧ください。こちらでは、施策体系案、事業概要と強化する施策等を示してございます。事業概要と強化する施策等を御覧いただきたいと思います。

大分類のⅠ 安全で安心できる食品の供給の確保につきましては、①生産者、事業者が安全で安心できる食品を生産し、供給するために必要な施策について、ICTの進展や持続可能性の視点もふまえつつ、引き続き実施すること、②震災から10年が経過するに当たり、事業の精査を行いつつ、引き続き、復興支援が必要な施策に取り組むこと、③HACCPに沿った衛生管理について支援を行うこと、④食品表示の相談対応や、監視指導に引き続き取り組むことを挙げてございます。

大分類Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立につきましては、①情報の収集、分析、公開に努め、関係者間の情報共有と相互理解を促進すること、②消費者モニター制度の推進等、県民参加を促進すること、③パブリックコメントなどのほか、情報共有、相互理解の機会をとらえ、県民の意見を把握し、施策に反映させることを挙げてございます。

大分類Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備につきましては、①関係部局の連携体制を引き続き維持すること、②関係機関との連携を深め、食の安全安心網をより強固なものにすることを挙げてございます。

次に、資料3-2を御覧ください。第3期計画と第4期計画の施策体系を、左右で比較した表になります。施策の組換や終了などの整理をしてございまして、矢印等で示してございます。なお、これまで大分類は、数字の1で示しておりましたが、第4期計画では、ローマ数字を使用いたしまして、中分類が数字の1というように若干表記の仕方を変えたことを御理解いただきたいと思います。中分類は1、小分類が(1)、施策項目はカタカナのイ、ロ、ハとなっております。

中分類まで文言の変更というのは特に行っておりません。小分類以降の文言の整理や施策の組替を考えております部分を上から順に御説明したいと思います。

まず、大分類Ⅰ、中分類(1)小分類のイ「生産者の取組への支援」といたしまして、「食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進」としておりました施策項目を、「環境にやさしい持続可能な農業の推進」といたしまして、ICTの進展や持続可能性の視点もふまえてまいりたいと考えてございます。

次に、小分類 ロ「安全安心な農水産物生産環境づくり支援」としておりましたところ、「農林水産物生産環境づくり支援」といたしました。また、小分類 ハ「事業者に対する支援」としておりましたところを「事業者の取組への支援」といたしました。さらに、この小分類の中では、施策項目の(イ)につきましては、「営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進」としておりましたが、これを、「HACCPをふまえた自主的な衛生管理体制の整備の推進」とし、HACCPの制度化と支援について、より明確になるようにいたしました。また、小分類 ニ「震災等からの復興に向けた支

援」に関しましては、それぞれの施策項目について、終了や移動を考えてございます。市町村、農業者等への営農対策支援につきましては、終了という位置付けではありますが、引き続き、放射性物質検査や調査研究の施策において、データの蓄積などを行ってまいる予定です。水産関係の施設等の整備支援につきましては、復旧整備が完了する見込みとなりましたので、終了としております。引き続き支援が必要な特用林産物の生産再開への支援につきましては、小分類の(2)に移動しております。続きまして、資料の真ん中より少し下の方に目を移していただきたいと思っております。大分類Ⅰ、中分類(2)の小分類のニ「食品の放射性物質検査の継続」に関しましては、施策項目の(ハ)「学校給食等の検査」につきまして、これまでの検査で基準値超過がないこと、農林水産物や流通食品の検査により学校給食等に使用されている食材の安全性が担保されていることから、学校給食等の検査を終了とする予定でございます。

続きまして、大分類2に関するところでは、中分類(1)小分類のイ「情報の収集、分析及び公開」に関しまして、これまで、施策項目の(イ)を「県民の意向の把握及びわかりやすい情報の迅速な提供」とし、計画の記述といたしましては、情報収集として、県民の意向の把握だけを記載しておりましたが、条例の規定に立ち返りますと、広く情報収集して、情報共有を図るという趣旨となっておりますので、今後の施策の項目では、条例の趣旨に沿った記述とし、県民の意向の把握につきましては、後段の「県民の意見の把握と反映」の施策項目へ集約するように整理をしたというところでございます。

次に資料4を御覧いただきたいと思っております。この資料は、第3期計画に基づく施策に対する成果と課題から、今後の推進方向を取りまとめたものでございます。資料3で御説明いたしました素案を作成するにあたり、課題整理等を目的に作成した資料でございます。

資料の説明は以上でございますけれども、本日は、各委員の皆様のそれぞれのお立場から意見を頂戴し、議論をしていただきたいと思いますと思っております。また、お手元に配布しております様式で、後日、改めて意見等があればお送りいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。第4期計画の策定につきましては、以上でございます。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。それではただいま出されました素案について、委員の皆様から確認したいことも含めて御意見を出していただけないかと思っております。幅広く意見交換して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、御意見につきましては、本日のこの場だけではなくて、お手元に配布しております書面で、封筒つきでございますけれども、今月末までに御意見を出していただきたいと思います。次年度の6月に予定しております第1回の推進会議で議論したいと思っておりますので、言葉だけでなく、会議終了後でも、もし御意見あればぜひ月末までに出していただきたいと思いますということも申し添えたいと思っております。それでは、御意見、いかがでしょうか。

〈 加藤委員 〉

宮城県生協連の加藤でございます。資料2-2のところ、若干私の認識と、違うかなというところがございましたので、計画策定の趣旨の(2)のところ、第3期については、食の安全安心の根幹を揺るがすような問題は発生しておらずという、これは宮城県内においてという前提だと思っておりますが、食の安全安心については、自分のところの県だけの話ととらえるというのではなくて、2018年にあったような、埼玉、群馬での広域で流通しているような、サプライチェーンのO157

で、原因究明に至ったのかどうか分からないのですが、そういったことにより、新たに広域連携協議会も立ち上がったたりして、宮城県・仙台市も対応していたりするものもあるし。あと鳥インフルエンザが食の安全安心の根幹を揺るがすような事態になったかどうかはあれですけども、宮城県としては鳥インフルエンザ発生で、宮城県内全庁挙げて取り組んだという事態もあったことをふまえると、ちょっとこの書きぶりは、もう少し正しくして欲しいと思いました。あと、引き続きよろしいでしょうか。資料4のところなのですが、たくさんあるのですが、よろしいでしょうか、会長。

〈 西川会長 〉

たくさんありますか。それではまず、資料2-2の計画策定の趣旨(2)の、第3期についてはというところについて、御意見いただけると。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

確かにこの書きぶりは県内ではというところでございましたので、その辺につきまして誤解があったかと思います。やはり確かに今出荷流通が広域化している中で、全国的な視点でとらえる必要があるというところでございまして、改めて認識したところでございます。今回はできませんけれども、次回以降その辺も踏まえまして文章につきましては、修正していきたいと思います。

〈 西川会長 〉

県内ではというところで、まずは。それでは続いて、資料の方、御質問いただければと思います。

〈 加藤委員 〉

それではたくさんあるので、端的に発言したいと思います。まず資料4、ページ振ってないので、1枚目の表面のところ、今後の推進方向のところの一番最初の環境保全型農業の取組面積拡大を目指し、ということが記載されているのですが、私、前回の会議でもお話をさせていただいたのですが、この後半部分の稲作の大規模法人と言うと、大規模法人化した時点で、環境保全型農業の取組はできなくなるという、矛盾したことを同じ文章に書いてあると思うので、私はちょっと環境保全型農業の取組面積拡大という書き方ではなくして欲しいというのを前回の会議でお話したつもりだったのですが、なかなか大規模法人にすることによって面積は拡大せず、だからちょっとこの推進方向を、もう少し検討して直していただきたいと思います。

あとその下の4つ目のところで、GAPの普及拡大のところのございますが、このGAPについても、今年東京オリパラを契機に、HACCPとかGAPとあるのですが、それだけではなくて、とにかく日本国内は人口減少なので、国内の消費者に向けて売り込んでいたのではもう生産性が上がらないから、輸出に目を向けようということで、政府はGAPとかHACCPを進めて、輸出で生産性を高めようという方針だと思うのです。ですからこのGAPの普及拡大にあたり、指導員の資質向上ということではなくて、先日食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議に参加させていただいてお勉強させていただいたときに、宮城県はこのGAPとかGI、宮城県だけではなくて東北自体が非常に少ないという御指摘のお話のございました。GAP取得の多い鹿児島を見たところ、鹿児島は無料なのですね。県が負担しているのか、国の補助なのか分からないのですが、とにかく鹿児島はGAPを取るにあたって、無料で取れるようにしているということがあるので、だから宮城県は支援

のお金がどうなっているのかわからないのですが、もう少しこのGAPとか、あとGIの取得も、確かみやぎサーモンだけだと思うので、そういったところで農業の活性化を図るという点でももう少し宮城県としてお金も含めて、これを見るとみやぎ米推進課の方だとは思いますが、そういうことも考えていただきたいなということを計画に反映させて欲しいということです。

あと、この四角枠の一番下の囲みにHACCP制度化がありますが、HACCPは2021年6月で完全施行になるにあたって、この時点でもすべての食品関連事業者が、何かしらのHACCPを認証取得していなければならないということになるのですが、今現在みやぎHACCPのステップ3, 2, 1を取得している方々を、具体的にどうやってこのHACCPの認証をさせるのか、あとはその改正前に、簡易なHACCPをとった事業者に対して、どうするのかという点も、計画として、国のHACCP義務化に向けて、県の計画もそれに基づいて支援するように制度化するようなので、きちんとした、何か行程表とか、見えるようにしたようなものにしないかと思いましたが。

あとは、2枚目の、こちらも表面の方ですけど、これはちょっと計画には関係ないので、のちほどその他の質問にします。それで2番目の四角枠の中の、学校給食への県産食材利用拡大に向けたところなのですが、これは検討には関係ないので、仙台市は栄養が足りなかったということで、栄養補助食品を追加するというので、給食費が相当値上がりするような話を聞きました。それで、県産食材の利用拡大に向けて取り組むのはいいのですが、これが給食費を値上げするようなことになっては困ると思ったので、その点は抜きにしての啓発活動を、具体的に計画に盛り込むといったことを、意見として述べたいと思います。

あとは質問なのですが、みやぎ水産の日を核としたという文章のところ、今後の推進方向ということで、他の部署のところだと、何々をする、何々に努めるとかあるのですが、ちょっとこのところが必要となるということしか書いていないので、必要となるので何をするのかが少しわかりませんでしたので、御回答いただければと思います。

あと一番下の四角枠の中の2番目のところなのですが、各市町村が水道水中の放射性物質測定を行っているのですが、各市町村で、水道水を管理する事業者がいる、これは全部ではないと思うのですが、管理事業者がいる市町村もあると思うので、この間の宮城県の民営化にともなって、はたして今後この第4期計画で、水道水の検査というのは、担保されるものなのかということを質問させていただきたいと思います。

あとその裏面で、食品表示のところ、上の四角枠の中で、事業者向けの説明会、監視指導等により適正化を図るというのがあるのですが、2020年4月から食品表示の新基準で始まっているので、そのことについては説明会や、監視指導と普及啓発というのは良いと思うのですが、まだ現在これから、移行期間にある、原料原産地表示とか、遺伝子組換え食品の表示、あと食品添加物表示については、これから基準が確定し進められていくので、まだ確定していないものについても、きちんと組み込んでいただけるように、お願いしたいと思います。それに伴って食品表示ウォッチャーの委嘱があるのですが、この食品表示ウォッチャーの方々に対する、様々な食品表示がいろいろ目まぐるしく変わる状況をきちんと学習できる機会、フォローアップの学習機会などもきちんと設けていただきたいというのが、希望意見です。

あと、3枚目のところで、質問なのですが、上から3つ目の四角枠の中の貝毒のところ、2つめの特殊検査を継続しつつという記載があるのですが、この特殊検査というのは、どういった検査なのでしょうかと質問でございます。

あと、その裏面なのですが、県民総参加のところですね、消費者モニター、一番上に消費者モ

ニターの記載がございしますが、幅広い年齢層にという記載があるのですが、この間この推進会議の議論の場での皆さんから意見が出ている私の認識だと、幅広い年齢層というよりも、いかにして若い年齢層を消費者モニターに取り込むかっていうのが、問題意識として共有化されているように思うので、この幅広いというのが、的確に表しているのかなあというのが疑問なので、皆様からもこの部分の御意見をいただきたいなと思いました。

あと下の四角枠のところの、参加しやすく魅力ある研修会やという今消費者モニターのいろいろな世代の方を取り込むことで記載があるのですが、一方通行ではなくてモニターからも、県へ何か意見を出せる仕組みとか、双方向でのやりとりができるようにも変えていった方が、消費者モニターの方も、何かしらやりがいがあるのではないかなと思いましたので、一方通行ではない検討、消費者モニターとの関係性を今後の計画に反映していただければと思います。以上です。

〈 西川会長 〉

かなり意見いただいたのですが、一つずついきますとまず最初、1ページ目のところでしょうか。環境保全型農業についてのところ。大規模法人の取組とは逆行しているのではないかというようなことでその辺りいかがですか。

〈 みやぎ米推進課 相澤技術副参事 〉

みやぎ米推進課です。御助言ありがとうございました。確かに加藤委員から、前回のこの会議の中で、環境保全型農業の面積を伸ばすのも、なかなか今後、難しいのではないかということをお助言いただきました。県の環境保全型農業は、有機JASとか県の認証制度、あとJAの環境保全米など、こちらを合わせて、今23,000ヘクタールぐらいあるのですけれども、農業者の高齢化している現状もあり、加えておっしゃられたとおり、大規模法人の方に、農地が流れているということもあるものですから、我々もこの面積を目標にしたらいいか、他の目標に変更したらいいかまだ検討中でございます。今回のこのペーパーには、稲作の大規模の大規模法人というような表現を入れ込んでしまいましたが、こちらの方の表現の仕方なども、今後検討させていただきたいと思っております。

〈 西川会長 〉

確か政策評価でもそのあたりの意見が出たと思っております。もう少し見直すという形でお願いできればと思っております。よろしいですか。続いてGAPのところですか。指導員の資質を向上と書いてあるけれども、もう少し、打ち出していつてはどうかということだったと思うので、その辺りいかがでしょうか。

〈 みやぎ米推進課 相澤技術副参事 〉

GAPの取組につきましては、今年オリパラもありまして、GAPの推進、あとHACCPの推進などを、国を挙げて行っているところです。おっしゃられたとおり、海外に農産物を輸出する際には、やはり第三者認証GAPを取得しなくてはなりません。オリパラが終わった後も、このGAPの取組をどう進めるかというところを改めて検討しているのですけれども、現実、農家の末端まですべてこのGAPの取組をしているかどうかというところは、まだできてないのだろうと思っております。また、GAPの取組をするということと、GAPの認証取得をするということはまた別問題と我々考えておりま

して、輸出までできるそういった経営体に伸ばすには、まずGAPをする、GAPに取り組むというところから積み上げていかなければいけないと考えています。

そういったことから、ここでGAPの指導員というと、何か遠回りのような表現で入れているのですが、やはりGAPの認証取得を取る、取らないというのは、やはり経営体の経営判断に委ねるところもあるので、GAPの取組を広げるところで、例えば、県の農業改良普及センターの職員とか、あとはJAの営農指導員の方々に、GAPの取組を指導できるような、そういったレベルまで、どんどん資質を向上させることによって、裾野が広がるのではないかと考えておりますので、GAPの推進のためには、そういったGAP指導員の資質の向上を図るべきだと今のところ考えてございました。

〈 西川会長 〉

加藤委員いかがですか。

〈 加藤委員 〉

お金の質問をさせていただいたのですが、宮城県のその上限金額というのが、GAP認証を取るのにあるのですが、あれは県のお金で、認証取得した人がその県からのお金で、丸々取れるというお金ではないという、一部県が出してくれるという理解でよろしいでしょうか。

〈 みやぎ米推進課 相澤技術副参事 〉

GLOBALG.A.Pを取得する際の認証取得に要する経費支援ということで、県の方では上限、ざっと30万円、JGAPの場合はざっと15万円の支援をしております。この財源の内訳なのですが、すべて国費です。実は令和元年度まで、この国費は使えたのですが、国の方もオリパラが終了した後は、個別経営体とか団体へのGAPの取得の経費支援というところを縮小する予定になっています。そういったことから、国の補助事業が未来永劫あるとGAPの取得件数なども目標数値として望ましいなと思っておりますが、そういった背景から検討しているところでございました。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。GAPについては確かにGLOBALG.A.PとJGAPでその補助金が違うということ。ただ事業者にとってかなり負担になる部分もあるので、指導員の資質を高めてまず考え方を導入していったということをお考えになったと思うので、そのあたりを含めて、これから発展的に進めていただけないかなと思っております。では続いてHACCPの件で制度化のところ。ここについてはどうでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

御指摘のとおり、法改正によりましてHACCPが全食品事業者等に、運用されるということになってございます。この推進会議の中でも申し上げましたけれども、従前のみやぎHACCPにつきましては、その制度化に伴って認証するしないにかかわらず、もうすべてが導入しなくてはならないということになったものですから、県としてのHACCPについては廃止をするという方向でございませう。後からそれに関してHACCPの新しい新設について御説明いたしますけれども、少なくともいろいろな制度、それから指導等を通じまして、広く、そうなっているという、まず知ってもらうということ

が大事でございますので、その辺をいかに知ってもらおうか、ホームページではもちろんやりますけれども、その他に、県内の各保健所を通じまして、様々な講習会等を通じて、いかに事業者の方に、こういう制度になったということをまず知ってもらう。それで、どういうふうにすればいいのかといったところについては、いわゆるHACCPそのものの導入、それからHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の2つの種類がございますので、そのどちらかを選択することになりますので、県内は、おそらくほとんどの事業者、多くの事業者が、HACCPの考え方を取り入れた、というところを活用するのかなど。それについては今、各事業者の団体で、手引書を作成しておりますので、それがどういうものかということを紹介しながら、地道に掘り起こして行ってやっていくしかないのかな、おそらく今2万件ぐらい事業者があると思っていますけれども、果たしてその全部が全部、一斉に切り替わるかというとなかなか難しい面があるのかなと思いますので、ここは、確かに法律は変わったのですけれど、そういう時間をかけながら、じっくりやっていかなくてはいけないと思っていますのでございます。

〈 西川会長 〉

あと加藤委員からは、従前のみやぎHACCPを取得しているところに対するフォローというか、その辺りどうするかということ、なかったかもしれません。

〈 加藤委員 〉

もう、来年の6月には完全施行なので、ゆっくりやっている場合じゃないかなと思うので、まずこのステップ3まで、もうとにかくみやぎHACCP3, 2, 1, とステップを上げてきた所の方は、HACCP, みやぎHACCPがなくなりましたから、HACCPに行ってくださいというやり方というものなのかなという、もう少し検討して、HACCPの認証取得がきちんとできるように、これから説明があるというのであれば、そこでまたお聞きしたいと思いますが、とにかく今現在みやぎHACCPを取った人に対しては、個別に何かやるというのはないのですね。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

今実際に、みやぎHACCPを取られた方は、HACCPそのものが回っている状況でございます。ですので、特にこれから宮城県が新たにそれを認証するというのはないということでございます。

〈 西川会長 〉

今指導で、HACCPを取っているのがそのまま、フォローはするけれども一応、新しくお認めすることをやらないという意味ですね。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

一つありますのは、今のみやぎHACCPを取っていれば、皆さん取っていますよという認証のマークが使えると思いますけれども、あれにつきましては、今の更新には有効期間がございますので、6年間の有効がありますので、その最終有効期間までは、使っていけますよという制度にいたします。ただ、それ以降につきましては、そのマークは使えなくなるということがございます。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。あとは国の方針がまた出てきた時にそれに従って運営する形になるのかと思いますけれども。それでは、次は、学校給食。

〈 加藤委員 〉

学校給食はいいです。みやぎ水産の日のところの仕組みづくりが必要になるというところの、必要になるとしかないので、他のところは何何しますといった書きぶりなのですが、仕組みを作るといったことでよろしいのかなという確認です。

〈 西川会長 〉

確認だということで、すみませんが。

〈 水産業振興課 〉

水産業振興課です。PR活動なのですけれども、やり方はいろいろあると思うのですが、今後も継続して連携をしながらPRするように進めていきたいと思っております。

〈 西川会長 〉

いかがでしょうか。そういった形でということでよろしいですか。あとは水道水としてはいかがですか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

水道水の放射性物質の検査の件についてだったと。

〈 加藤委員 〉

ここで言っているのは、放射性物質だけですけれど、検査するときはこれだけではないと思うのですけれど、この計画の中では放射性物質となっているので、検査の継続は担保されるのでしょうかという質問です。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

水道水につきましては、いわゆる水道事業者、各市町村が末端給水におきましてちゃんとどういふふうになっているのかということ、決まった項目を検査しなくてはいけないと決まっておりますので、みやぎ型というところが導入されますけれども、それと各水道事業者が、使用者が、末端給水をして検査を行うという、その本質的な義務というのは変わりませんので、そこは担保されると思っております。

〈 西川会長 〉

それでは続いて、消費者モニターですね。幅広いということで、記載がありますけれどもということです、どうぞ。若年者も含めた幅広い意味ということでいいですか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

確かに課題として、やはり50代60代が非常に多いといったところが構成としてございますので、確かに御指摘のとおり全世代というよりは、もう少し若い方に関心を持って、食品について持ってもらいたいというところがやはりございますので、その辺は重んじて精査したいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

〈 西川会長 〉

あと、モニターの見解も取り入れたらどうかという形でしたか。お互いの情報交換というか、その辺り、共有化も含めてですけれども。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

我々もこういうことをお願いしますということではいろいろやっているわけですが、それについてぜひ、我々も一方的なお願ひだけではなく、やはり、モニターですから、声を聞くためにやっている制度でございまして、その辺は、どういった形でもいのように、広く意見を吸い上げられるような意見の提出の仕方とか、その辺は少し考えていきたいと思っております。

〈 西川会長 〉

よろしくお願ひいたします。あと加藤委員、残ったところとかありますか。特殊検査。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

一番裏の面の右側の箱組みの3つ、上から3番目の特殊検査を継続しつつというところがございますけれども、特殊検査というのは、毎年検査の計画を立てますけれども、ちょうど今日資料6に来年度の計画がございまして、12ページのところを御覧いただきたいのですが、検査計画については、保健所が管内の製造所で製造している品目等を中心にして立てるものと、それから県内全域で県が主導して検査項目を決めていくものと2種類ございまして、11ページの方は通常の保健所の方で計画したもの、それから12ページの方がいわゆる特殊検査と呼んでございまして、輸入食品の残存であるとか、あとは指定外添加物、あるいは水銀など、こういったものを、特殊検査ということで、毎年計画をして実施しているということになります。輸入食品につきましては、モニターアンケートでも毎年、不安に思っている項目の第1位に挙げられておりますし、今年度からは、この中でピーナツのカビ毒アフラトキシンを加えてやっておりますが、こちらについては国の方で公表されております輸入食品の違反事例で、最近、違反件数が伸びてきているというものでございまして、それに応じて、毎年品目を見直しているというような形になってございまして。こちらの特殊検査については引き続き継続をしていきたいと考えております。

〈 西川会長 〉

加藤委員よろしいですか。ありがとうございます。その他の皆様いかがですか。お気づきの点等ありましたらぜひ御意見いただけますと、助かります。

〈 佐々木仁委員 〉

仙台食肉市場の佐々木でございます。よろしくお願ひ申し上げます。資料ナンバー3-2でござい

ざいます。中分類2の小分類ニ「食品の放射性物質検査の継続」ということで、第3期の現計画については、イということで、農林水産畜産物等の検査ということで整理されておるのですけれども、第4期のイの部分については、右側ですね、「農林水産物等の検査」ということで畜産が活字から消えていると。それでこれをずっと見てみますと、資料ナンバー4の右側です。2の「食品の放射性物質検査の継続」ということで、一番右側の箱くりの牛肉については、云々ということで検査の縮小について検討するという、整理の仕方がなされておりますので、検査をしないということではない文面になっておりますので、第4期の計画の中にも3期と同じように畜産というものを入れるべきではないかという御提案でございます。

〈 西川委員 〉

ありがとうございます。いかがですか。

〈 食と暮らしの安全推進課 高橋班長 〉

食と暮らしの安全推進課の高橋でございます。この文言は、先ほどの説明の中で御説明しておりませんで、申し訳なかったわけでございますけれども、通常、農林水産畜産物という言い方は、なかなか見られないのかなというような認識がございまして、通常ですと農林水産物というふうに申し上げればその中に畜産物も含まれるというように一般には考えられているという思いがございまして、農林水産畜産物という用語ではなくて農林水産物という用語で、今回書かせていただいたということでございます。そういうレベルの整理でございました。

〈 西川会長 〉

除いたわけではないという、そういう意味ですか。含まれているということですか。どうでしょう、佐々木委員。現行の計画では農林水産畜産物と書いてあったのにとということでの思いがあるという形かと思うのですが。通常の言い方に戻したということ、今の御説明のようですけども、どうでしょう。まずは、御意見いただいた方がいいと思います。

〈 佐々木仁委員 〉

皆さんどのお考えでしょうか。

〈 西川会長 〉

畜産物を、それは除いたということはないことは先ほどの資料でもよくわかるのですけれども。検査について、一般の方が農林水産物で畜産物も含まれているということで認識するかどうかっていうことかと思いますが、いかがでしょう。はい加藤委員どうぞ。

〈 加藤委員 〉

第3期までに、農林水産畜産と入っていたものが、第4期になって、しかも、震災から10年目の節目で消えるってということが、文章を読めばもしかしたら出てくるかもしれないのですけれども、表面からなくなったということと、あと資料4のところの今、お話あったような、検査の縮小について検討するのですよね。やはり、どう見ても、畜産については放射性物質の検査を簡易なものにするというかそういう方向に流れていくと理解せざるを得ないので、ただ単に、通常農林水産物と言ってい

るから、そうしましたと言われても、説明を聞いて私たちはわかるのですが、いきなりこのなくなったのを見た時点で、理解が及ばないかなと思いますし、検討するという文言があるので、そうであれば誤解されないようにしないと、駄目かなと思いましたので、この点だからきちんと、パブコメ募集にもなるので、そういった点を注意していただきたいのと、検査を縮小するのであればきちんとリスクコミを行うなど、いろんな方の御意見等を聞いていただければと思います。以上です。

〈 西川会長 〉

いかがでしょう。この点については、再度、御検討いただくということでもよろしいですか。文言等かと思いますが。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

今いただきました委員会の意見もふまえて検討していきたいと思いますので、よろしく願いします。

〈 西川会長 〉

分かりやすいということでは、字が入っていれば確かに継続しているとは、されますのでその辺りも含めて御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。その他御意見いかがでしょう。

〈 佐々木圭亮委員 〉

食品衛生協会の佐々木と申します。先ほどの食品のHACCPの件なのですけれども、先ほど課長がおっしゃった各業界団体からの手引書。これがすべての団体から出ているかどうかということ、出していない団体はありますよね。その場合にどのような対応をすればよろしいのか、教えていただけますか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

数は何か所から出ているかというのは、今、随時更新されているので、はっきりは分からないのですけれども、要するに、業界団体が作ってそれを厚生労働省が確認をして、いいですよとなったものがあがっているわけですので、ほとんどは載っていると思いますけれども、ただ、やはりどうしても特殊なものはあると思います。各自治体であるようなもの、例えば、宮城のカキなどがそうなのですけれども、そういったところについては無いものもございしますが、無いからといって、できないというわけではなく、やはりあくまで参考でございしますので、考え方に基づいていれば良いということで、各営業者の皆さんが、厚労省の確認を経なくても、作っても良いわけなのです。だから私的にも構わない。自分でやっても構わないのですけれども、厚労省にあるものを見れば、大抵こういう業者であれば、これができますというものができていますので、あるものについてはそれを中心となります。無いものについては、はっきり言って御相談しながら、となってしまうと思います、実際には。我々もできれば、全部あれば良いなと思いますが、それが、いつ全部できるのか。あるいは、全部できるのかどうかというのはなかなか分からないのです。

〈 西川会長 〉

これから6月に施行されて来年の3月までということですが、その間に国からのいろいろな指示が出てくるかと思しますので、随時、やはり、情報を出していただいてということでぜひお願いしたいと思います。そのほかいかがでしょう。

〈 氏家幸子委員 〉

消費者モニターについて幅広く意見を収集したいとのことで、今後の推進方針というところに載っていますが、私、大学の管理栄養士養成課程の学生との比較をしてみたところ、やはり管理栄養士養成課程の学生でさえ、そんなに意識が高くない状況でした。本当に恥ずかしいお話なのですが、消費者モニターで回答している方は年代も上だし、そういったところに応募してくるくらい熱心だという背景を考えると、一般の人たちの食の安全安心についての意識はもっと違い、乖離しているのではないかと思います。もっと広く意見を募るといふことなら、消費者モニターに幅広い年代から応募してもらっただけでは、意見が多く集まることは難しいという感じをもちました。本当にもっと年代を広げるのであれば、消費者モニターにならなくても意見が寄せられるような仕組みが必要ではないか、ということと、今は郵送になっています回答方法も、例えばインターネットなどから意見が言えるようにすることで、もう少し若年の人たちにも関心を持ってもらえるのかなと思しました。毎年、消費者モニターを、拡大するといった目標があげられても、具体的な方策が見えてこないと思しましたので、意見を述べさせていただきました。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。いかがでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

まず、2点目の方からお答えしたいと思います。郵送以外の方法というのは、実は今年度からインターネットの方でできるようにしたのです。やはり年齢層っていうのもあるのでしょうか。そういう制度にはしたのですが、なかなかそれを活用いただけていないという実情がございまして、後半でも説明いたしますけれども、結局回収率が去年とほとんど今年も同じというような状況になっていることはございます。それから、いわゆる県民の声というのを広く集めましたかということなのですが、それについてアンケートをお願いしたのでそれを担当の方から説明したいと思います。

〈 食と暮らしの安全推進課 高橋班長 〉

食と暮らしの安全推進課でございます。県の震災復興・企画部で、無作為抽出でアンケートをとっておりまして、これは一昨年度もしたのですが、今年度もその中で、食の関係でも一部、アンケートをさせていただきました。それにつきましては、まだ結果が来ておりませんので、結果が出ましたら、モニターとの比較などを行いまして、また推進会議で御報告させていただきたいと考えております。

〈 西川会長 〉

氏家委員、よろしいですか。若い人の意見はやはり大事ですので、この消費者モニターのみならずいろんな意見は吸い上げできるような形で、今後もこの次の計画の中で、具体的に少し出てく

ればいいのかと思いますので、ぜひ取り組んでいただけないかなと思います。よろしくお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

先ほどの補足なのですが、県全体のアンケートでございますので、その部分については、そんなに多くできないという欠点がございます、しかもあまり細かいところまでできないので、モニターさんにやっているような具体的な項目ではないということだけ、御承知置きいただきたいと思います。

〈 西川会長 〉

その他いかがでしょう。日野委員どうぞ。

〈 日野委員 〉

先ほどから話題になっているモニターの年齢層の件なのですが、私も1モニターとして、今回もアンケートの回収率があまり例年と変わらないという内容を見たのですが、それで、いろいろと会議に参加するにあたって、モニター側から考えて、なぜ回答を出さないのかなというのをいろいろと考えたのですが、結果的には、毎回提出している私としては理解ができない部分もあるのですが、内容的なものもあるのかなというのを一つ感じました。

アンケートの中から何を求めているかというか、きちんとした、一人一人のそういったモニターの意見を聞きたいとなると、やはり今のような詳しい内容のアンケートじゃないと意見は多分聴取できないというか、取れないと思うのです。ただ、アンケートの回収率だけを上げるのであれば、例えばもっと簡単に、これについてどう思いますか、私は「イエスです」、「ノーです」、みたいな簡単な内容であれば、むしろ出しやすく、回収率そのものは上げられると思うのです。だから、県の方で、例えばこれを、今後の課題としてもお考えになるというのであれば、多分内容によって、事細かに内容をモニターから確認したい、聴取したいとなると、どうしてもやはり書く側としては、二の足を踏む部分も出てくるのではないかなというのが、私の1モニターとしての意見です。ですから、どのような活用をしたいかだと思うのです。幅広い年代層から、多くの回答を得たいとすれば、もっと簡易な、細かい内容は聞けないけれども、これについてはどう思いますか、「イエスですか」「ノーですか」みたいな簡単な内容であれば、もっと何か回答率は上がるのかなと、一つだけ、感じた次第です。

〈 西川会長 〉

はい、氏家委員

〈 氏家幸子委員 〉

モニターのアンケートですが、特に宮城県だけやっているのではなくて、他の県とかと内閣府などからも同様の調査内容がアップされていたり見えるのですが、それに比べればやはり宮城県のはすごく詳しいというか、食の安全安心という部分と、それから放射能関係の部分に二部構成になっているので、すごく問題数も多いし、それから、放射能の関係の方は非常に詳しく、どういった知識を持っているかみたいなのを読むだけで、かなり大変だなという感じがあるので、そ

の辺りもう少し精査してもいいのではいかと今のご意見を聞いて私も思いました。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

貴重な御意見ありがとうございます。非常に難しいのかなというところがあって、一つは、確かに簡単にすれば、回収率は上がりますよというところ、それからアンケートを取った中での持続性といえますか、過去との比較といえますか、どういうふうに変ってきているのだろうかというところを、やはりこれだけ長くやっていますと変化も見えてくるので、その変化というのはどうなっているのかというところを見たいということもありました。なかなかバランス的に難しいなというところはあると思いますので、実際にアンケートの回収率が51.7%ぐらいというところで、1,000人のうちの50,60%ですから500人ぐらいの方からはもらっているということなので、低いともいえるがある程度範囲だと思っているところもありますけれども、その辺のバランスも考えまして、設問の方法、回答の方法を検討したいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

〈 西川会長 〉

それではアンケートについてはもう一度、もう1回確認といえますか検討すると。詳しい内容と、簡易な内容の簡単なものと2通りということもあるのかもしれないし、その辺りで組み合わせなんか重要になってくるのかもしれないので、ぜひ御検討いただければと思います。そのほかいかがでしょう。氏家委員どうぞ。

〈 氏家直子委員 〉

資料4の、区分で、一番上なのですけれど、環境保全型農業の取組面積の拡大を目指し、稲作の大規模法人や施設園芸とあるのですけれど、今現在法人化や集落営農に持っていこうという、県の体制があると思うのですけれど、実際問題、現在法人化をしている方々で多いのは、やはり60代以降の方々が多いのかなと。改めて大規模な施設園芸に取り組む若い法人さんも何件かは見えていますが、実際、今後、法人化や集落営農に取り組んでも、現在の60代の人たちが代表をやっていると、なかなか将来的に、私の地域でもそういう話はお出なくもないのですが、その次の世代の私たち世代が、「どうしようね、その後」という話がやっぱり出てくるのです。

県の方向として、大規模化や、施設園芸の大型化というのを目指すという方針がある一方で、中山間地では、どうしても大型化や集落でまとまって何かというのが難しい面が多々ありまして、やはり、個人向けに、個人の農家でも1人で、パイプハウスじゃなく鉄骨で頑張っている農家もあるので、その辺の、支援といったら変ですけど、そういう人たちに向けて、逆に小型の方が、環境保全やSDGs、そういう方が取り組みやすいという面もありますので、そちらの方向も考えていただいていたらと思うのと、それに伴って資料3の、社会経済情勢の変化で抜粋には載っていませんが、裏面に、人口減少少子高齢化が進展し、人材不足が深刻化しているっていうのはどこの分野でも同じだと思うのですが、農業分野では顕著に出ていまして、新規の就農者が減っているというのはもう何十年前からも言われていて、食の安全安心はやっぱり農薬とかそういう、残留放射能の以前の問題に、作る人がどうなっていくのかなというところが、すごく10年20年後には厳しいところに直面すると思いますので、その辺の検討をしていただけたらと思います。

〈 西川会長 〉

はい、いかがでしょう。

〈 農政部 高橋次長 〉

御意見ありがとうございました。生産規模の拡大,あるいは,高収益の施設園芸における食の安全安心の確保という部分についての御意見だったかと思えます。

この部分につきましては,「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」と関連性の高い「みやぎ食と農の県民条例基本計画」においても,宮城の農業の生産体制を今後どうしていくか等について,次期計画の策定を行う中で検討を開始したところでございます。

私もこの「みやぎ食と農の県民条例基本計画」策定にはずっと当初から関わっておりますが,大規模あるいは高収益な先進的園芸体だけの農業の生産というのが成り立つのかという話が必ず出てまいりますので,委員のおっしゃったような実情は十分にしております。中山間地域で,なかなかできない分野の農業生産体制に対して個人あるいは兼業農家も含めた地域社会全体での食の安全安心の確保,あるいは皆さんの繋がりの中で地域を安全にしていくことも農業の分野では非常に重要だと考えております。このことについてしっかり議論していきたいですし,食の安全安心の取組にも連動させていければと思っております。よろしくお願いいたします。

〈 西川会長 〉

宮城にとって中山間地域の農業もやはり大事な部分でありますよね。ですから,後継者不足もありますけども,ICT・IOT使ってうまくやらなくてはいけないということになっているので,そのあたりも県は考えているかと思えますので,よろしくお願いいたします。

〈 氏家幸子委員 〉

次長の重要な位置づけであるというお話が文章として載ってこない,言葉で確認しただけでいいのかという心配を単純に感じました。なかったことにならないように,やはり文章としてどこかに残していただきたいという気がします。

〈 農政部 高橋次長 〉

それを含めた上で,検討させていただきたいと思えます。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。そのほかいかがでしょう。

それでは,意見をかなり出させていただきましたけれども,先ほどお話ししましたけれども書面での受付も2月末までございますので,今日,もう一度この書類を御覧いただき,また御意見あるかと思えますので,2月29日までに事務局宛てに提出をお願いしたいと思えますのでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして,ロの方になりますが,令和2年度宮城県食品衛生監視指導計画案について事務局から説明をお願いいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

それでは、令和2年度宮城県食品衛生監視指導計画案について、資料の5から7で説明したいと思います。資料8としましては平成30年度の監視指導実績をお配りしておりますので後で参考としていただきたいと思います。

それでは資料5を御覧ください。平成31年度計画からの主な変更点として、HACCP制度化への対応というのを計画に盛り込んであるところでございます。本計画の構成といたしましては、第1から第7まででございます。第1は計画策定の趣旨、第2は実施体制、第3は重点取組としております。重点取組の項目といたしまして、1番目に食品営業施設監視指導方針、2番目として食中毒の防止、3番目として食品の検査、4番目として自主的な衛生管理体制の推進がでございます。この自主的な衛生管理体制の推進に、今回のHACCPの制度化の周知。それから、導入支援制度の創出を新たに加えているというところでございます。次に、第4は監視指導計画として、食品施設の監視及び食品検査の実施、第5は食品等事業者に対する自主的な衛生管理に対する指導、ここでもHACCP制度の導入支援制度について盛り込んでおるところでございます。それから、第6として県民との意見交換や情報提供、第7としてHACCP制度化への対応を含めた職員に係る人材の育成及び資質の向上を図る計画としてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。本文中に下線の引いてある部分がございますが、それが昨年度から、加筆修正を行ったところでございます。この変更点を中心に説明をしたいと思います。

まず1ページ目をお開きいただきたいと思います。まず表題ですけれども、昨年までは、「第1章 はじめに」と記載しておりましたけれども、今年から、第1に計画策定の趣旨と、改めておるところでございます。

計画策定の目的といたしまして、食品安全基本法、食品衛生法をはじめとした関係法令及び国で示す「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食品衛生に関する監視指導等について食品関連事業者の施設設置の状況や、食品衛生上の危害の発生状況といった、本県の実情を踏まえて策定するものでございます。

2ページをお開きください。第2に実施体制といたしまして、食品取扱施設への監視指導、食品等の試験検査、国や関係自治体との連携といった各施策の実施体制について定めているところでございます。内容につきましては昨年度から特段の変更はございません。なお、組織改編によりまして、農林水産部が今年度より農政部、水産林政部に再編されましたので、その辺りを修正しておるところでございます。

4ページをお開きください。第3の重点取組について説明いたします。まず、1食品営業施設監視指導方針の(2)食品の適正表示の推進について、令和2年3月31日で経過措置期間が終了する食品表示基準の遵守状況について確認し、新基準による表示に対応されていない食品表示について、指導を行うとともに、引き続き講習会等で、食品の適正な表示の遵守徹底について周知する旨を盛り込んでございます。2食中毒の防止及び3食品検査につきましては、昨年と変更はございません。

6ページを御覧ください。4自主的な衛生管理体制の推進につきましては、食品衛生法の改正によりまして、令和2年6月よりHACCPに沿った衛生管理の制度化が施行されることをふまえ、事業者の導入準備を促す旨の文言修正を行っております。また、(2)HACCP導入支援制度につきましては、これまで実施してきた、みやぎ食品衛生自主管理認証制度、いわゆるみやぎHACC

Pに代わり、新たに食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の取組を支援する制度を新設し、令和2年4月より運用を開始することといたします。

本制度について、講習会等で普及啓発を行い、食品等事業者に制度の積極的な活用を促すとともに、保健所が、事業者のHACCP取組状況の確認を行ったうえで、マークを配布するなどして、事業者がHACCPへ取り組む上での動機づけを行って参りたいと思っております。

続きまして、7ページ、第4監視指導でございます。1生産者に対する監視指導についてでございますけれども、農林水産物の生産者等に対する指導は、関連法令に基づきまして、農政部、水産林政部において実施いたします。

8ページの表2を御覧ください。生産段階における監視指導内容について記載しております。

農薬取締法や飼料安全法、家畜伝染病予防法等に基づき、各課室におきまして監視指導を行うところでございます。10ページをお開き願いたいと思っております。監視指導につきましては、保健所ごとに、表3を目安に、地域の実情を考慮して計画を定め、計画的かつ効果的に監視指導を実施してまいります。施設の監視時には、事業者のHACCP制度化対応状況を確認し、導入に必要な助言指導を行ってまいります。

また、本計画により、3食品営業許可制度の見直し、営業届出制度への創設の対応を加えてございます。7ページに戻りたいと思っております。これは、令和3年6月から施行される食品営業許可制度の再編や営業届出制度の創設をふまえ、事業者が円滑に新制度へ移行できるような、必要な手続き等について監視や講習会等を通じて説明を行うものでございます。

4, 5につきましては特に変更はございません。11ページ12ページに、表4としてまとめておりますけれども、検査項目及び検体数についてはそちらを御参照いただきたいと思います。

次に、13ページを御覧ください。6の食中毒等健康被害発生時の対応については、特に変更はございません。

7監視指導及び収去検査等による違反発見時の対応についてですが、HACCP制度化を見据えた取組として、収去検査等の結果、違反等があった食品の製造施設等に対し、通常の調査及び改善指導に加えて、HACCPの考え方に基づき、必要に応じて、原料や中間製品、あるいは、施設のふきとり検査等を実施し、事業者の取り組んだ改善事項や、衛生管理の妥当性を確認するという取組を盛り込んでございます。

続きまして、14ページをお開きください。食品関連事業者に対する自主的な衛生管理の指導等についてでございます。食品関連事業者における自主衛生管理体制の確立については、HACCPの制度化について、食品等事業者へ周知する旨を盛り込んでございます。続いて、HACCP導入・実践支援制度の新設について、先に触れておりますけれども、今計画から新たに盛り込んだところでございます。

この制度化を受けまして、食品等事業者は、食品衛生上の危害の発生を防止するために、特に重要な工程を管理するための取組、いわゆるHACCPに基づく衛生管理、または取り扱う食品の特性等に応じた取組、いわゆるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のどちらかを行う必要がございます。このため、食品等事業者のHACCPの導入または導入の実践の取組状況について、相談対応により確認し、助言を行うことにより、HACCPに沿った衛生管理を定着させ、食品の安全性を向上させます。特に、県内食品等事業者の多くは、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者に該当し、各業界団体が作成する手引書を参考に、衛生管理を行うことから、事業者に対し、具体的かつ的確な助言を行うことで、円滑な導入を支援いたします。また、要

望に応じて、各事業者団体の構成員や食品等事業者の従業員を対象とした、HACCPに関する制度説明や導入実践等に関する講習会を開催し、幅広い事業者に対して、気軽に活用いただける制度として整備を行ってまいります。

続きまして、3のと畜場及び食肉処理場におけるHACCP導入支援については、省令の公布時期について、時点修正を行っておるところでございます。4の食品衛生推進員による自主活動の推進については変更ございません。5食品衛生関係団体に対する指導・支援におきましても、公益社団法人宮城県食品衛生協会の活動に対し、HACCP制度化対応を含む助言指導等の支援を行うこととしております。

15ページを御覧ください。第6県民との意見交換及び情報交換のうち、1計画策定にあたっての公表及び意見聴取では、本計画案について、この会議で意見をいただくほか、会議終了後には、パブリックコメントを実施し、広く県民から意見を求めることとしております。

また、2の、計画の実施状況の公表についてですが、計画に基づき実施した監視指導実績については、四半期ごとにホームページ等を通じて、公開することとしております。

3の意見・情報交換、4の消費者への食品等による健康被害発生防止のための情報提供については変更ございません。

最後に、16ページ。第7として、食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上について御説明いたします。1職員の資質の向上のうち、食品衛生監視員については、HACCP制度化への対応などの資質向上が求められることから、各種研修に派遣するとともに、担当者会議や、新任研修会、監視技術研修会等の内部研修による知識の習得及び還元を行うほか、大規模施設への立入検査の際などに、保健所の管轄を超えた合同立入を実施することで、食品衛生監視技術を学ぶなどの資質向上を図ってまいりたいと思っております。

また、2食品等事業者の資質向上についてですが、食品衛生責任者に対する講習会を開催するほか、営業者自身がHACCPに沿った衛生管理を進める上で必要な支援を行い、品質向上も図ってまいりたいと思っております。

17ページからは、主な用語の解説を載せておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に資料7を御覧ください。計画策定のスケジュールをお示ししております。本日いただきました意見をふまえて、2月中旬から1か月間、パブリックコメントの募集を行ってまいりたいと思っております。その後、その結果を踏まえ、3月下旬に計画を策定し、公表することとして、国に報告いたします。令和2年度宮城県食品衛生監視指導計画案についての説明は以上でございますけれども、委員の皆様方におかれましては、本日、御意見をいただきながら、その他にも、御意見ございましたら、後日メール、ファクス等によりまして、御連絡いただければ幸いです。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈 西川会長 〉

今資料5, 6, 7と、事務局から説明がございましたが、令和2年度の宮城県監視指導計画案について審議をしたいと思っております。御意見いただければと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

〈 加藤委員 〉

私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですが、7ページの、第4監視指導のどこ

ろの3番の食品営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設への対応のところ、営業許可の届出制度が、簡易といったら変ですけど今まで細々だったのが、もっとわかりやすくできるようになったということなのですけれど、条件がHACCPを取得している業態・事業者が、この届出ができると何かどこかで聞いたような気がするのです、それは正しいのでしょうか、教えていただきたいと思います。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

これについては令和3年6月で、今までの34業種の許可があったのですけれども、その許可が、国の法制度の改正によって見直されるということでございまして、これまで許可が必要だったものが、届出でいいですと変わるといった業種も出てくる。例えば魚をパックで売っているようなところがありますけども、それについては届出でいいですか、今まであったものが、届出になる。あるいは、都道府県で、今まで法ではなく、条例で、漬物というのがあって、それを作るときには登録制度として可能になっていますよというのがありますけども、それが今度は全国一律に許可制度に変わるとなると、その辺で制度が大きく変わるといったようなものでございます。

いずれにしても、食品等事業者については、HACCPの考え方を取り入れた部分も含めてHACCPの導入というのは当然義務となってございますので、取り入れたから、許可ですという訳ではないということでございます。

〈 西川会長 〉

その他御意見いかがでしょう。御質問でも結構です。

〈 日野委員 〉

確認なのですが、先ほど、今回の説明の前に、HACCPの手引書の件なのですが、厚労省からの許可をもらわなくても、独自のものでも可能だと聞き取れたのですが、それは可能ということなのでしょうか。それと、今回HACCPのこの制度は取り入れるけれども、認証は特に取得しなくてもいいということだったと思うのですけれど、ただ、例えば対外的にというか、外国とのやりとりの時には、やはり取得していた方は、より有利というのはあるのですよね。それはなかなか大変なことだと思うのですけれども、その辺教えていただければと思ったのです。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

まず1点目の手引書につきましては、作れる能力があるといえますか、そういった団体が作っているところございまして、それはもうオフィシャルのものです。ただ、やはり業態によって自分のところに合ったものというのは、必要だと思いますので、それについては、それがなくてもそれを参考にしながら可能だということ。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

それから2点目なのですけれども、今回の法改正で、すべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理をするという、いわゆる営業者の遵守事項という形になったのです。ということなので、認証は通常の営業を行う際には、特に必要ございませんという話をさせていただいたのですが、委員御指摘の、海外に輸出するというようなことで、海外の方から何らかの認証を求められて

いるという場合においては、国際認証のISOであるとか、FSSCですとか、あるいは、それに準じたような認証を求められることもあります。

〈 西川会長 〉

よろしいでしょうか。その他いかがでしょう。

〈 加藤委員 〉

14ページの2 HACCP導入・実践支援制度の新設で、事業者にとっては、この制度ができたことによって、よりHACCPを理解するのに、推進するのではないかなと思います。それで、上から、4行目のところの下線で、相談対応により確認というところなのですが、確認し助言を行う相談対応であったり、助言を行うという人は、具体的にどのような方を想定しての記載なのかを質問いたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

ここで対応するのはあくまでも保健所の職員となっております。今、現体制でも非常に少ない中で、どういったことで効率よく導入支援ができるかというところで、知恵を絞ってやっているというところがございます。時間的に制約を設けさせていただいたりとかはするのですが、それでもより多くの事業者に対して対応していきたいなと思ってございます。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。

〈 加藤委員 〉

先ほどの食品推進員とか指導員とかいろいろ似たような名前の方がいらっしゃるのですが、県内98人の人がいるというのはどの人だったか。そういう方々というのは、実施支援制度で何らか活躍を期待されている方ではないのでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

食品衛生推進員が今、県内で98名おまして、食品衛生協会の食品衛生指導員の経験が長い方ですとか、あるいはHACCPをもうすでにやられている事業所の方などが98名活躍されております。食品衛生推進員と連携をしながら、HACCPに関するいろいろな施策、講習会の実施も含めてやっていきたいと思っておりますが、ここで記載しております導入・実践支援制度につきましては、保健所の方でやる事業ということで、実際に衛生管理計画の作成であるとか、あるいは運用開始した事業者はきちんと記録がとられているかだとか、そういったところを、実際に来ていただきながら見せていただきまして、不足あるいはこういうふうにとると上手くいきますよというようなアドバイスをしていく、あるいは施設に行き、実際にきちんと記録が集積されているか、検証が行われているかというところを見ながら、助言をさせていただくという制度になってございます。

〈 西川会長 〉

相談対応という言葉が微妙ですけども、そこに全部回るのかという話になってくるのは微妙かな

という気はしますけれども。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

20,000施設。その辺が全部来るかとか、なかなか微妙なところですけども、自分のところは自分でももちろんやっているところもあるでしょうし、意識が高いところで相談に来るといったところ、さきほど、義務化されたので、一斉にやらなくては駄目だという話は当然あるとは思っています。これも建前、本当にそうかもしれないですが、では、実際どうかというとなかなか難しいところがあって、そこもやる気のあるところからまずやって広げていくといったところが、現実的なのかなと思っています。

〈 佐々木圭亮委員 〉

HACCPのですね、導入支援制度を活用する場合に、補助制度、補助金制度みたいなものは、あるのでしょうか。補助金または補助。指導補助といいますかね、お金じゃないですね。お金もそうですけど、指導していただける枠はあるかどうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

実際にどういう内容をお考えですかという、事前に資料を出していただきまして、それを確認して、これがそういった考えでちゃんとなっているかどうかというところは、指導で出していただいて、それで、いろいろ不足していますよとか、ここが違いますよといったことで、御助言をさせるとか。ハード的などころではないので、あくまで、ソフトの方の話でございますので、御理解いただきたいと思います。

〈 西川会長 〉

それは無料ですよ、県としてもそういう指導ですからね。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

それは当然無料でございます。

〈 西川会長 〉

6ページに、取組状況の確認を行った上でマークを配布し、とあるのですけれども、このマークについては何か案ができたのですか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

まだ最終的に決まっていないのですけれども、今、こういったデザインがいいのではないのかというところを、デザインをしているところでございます。それにつきましては、従来のみやぎHACCPにつきましては、商品にも添付して、認証しているということは、分かったのですけれども、今回の支援制度につきましては、あくまでソフト的なものであって、やっていますよということを我々が見て、やっていますねと確認するだけなので、商品にはつけられない、ということで、あくまで、例えばそれに取り組んでいますよというように、例えば社のホームページに掲載するとか、例えば、名刺に付けて今こういうのをやっていますよというようなマークとしては使えますけれど、商

品に添付して使っていないとは、今考えていないというところでございます。

〈 西川会長 〉

非常にわかりにくい話かもしれませんが、これから勉強したいということで、ぜひ委員の皆様よろしくお願ひいたします。その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。

〈 加藤委員 〉

計画ではないのですが、資料8でもよろしいでしょうか。

〈 西川会長 〉

8は含めてよろしいですか。指導実績、お願いします。

〈 加藤委員 〉

資料8の、1ページ、2ページで、監視計画に基づいて監視しましたという結果報告なのですが、監視した結果、何%とか何施設やったということはわかるのですが、監視した結果、何もなかったのか、何かしらがあったのかというのがまったくこの資料では読み取れないので、そういったことを確認できる資料は資料8の何ページかで理解できるのでしょうか。という質問です。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

この中では、それは確認できないかとは思いますが。我々も実際、例えば保健所が行って、施設も何千件と行っていきますけれども、そこに行って、例えばちょっとした扉が壊れていますよとか、壁を直さないよといった指摘というのは細かいものをいっぱいしてきますけれども、それが実際に何件あったかというところですね。結果の集計まではしていないというところでございます。

〈 加藤委員 〉

いや、そういったことを求めているのではなくて、食の安全安心なので、食の安全安心を脅かす何かがあったのか無かったのか、これだとまったく分からないので、ホームページのどこにあるのか、もしそういうことがありましたら、お願ひいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

それにつきましては、いわゆる食中毒、それから回収命令、それから自主回収というのがありますが、項目につきましては、県のホームページの方に一括して掲載してございますので、それは情報が入り次第更新してございますので、それを御確認いただければと思います。この資料ではそのあたりについては、5ページに、命令などの処分については載っています。

〈 西川会長 〉

5ページのところに違反内容を含めて載っているということでございます。その他いかがでしょう。

それではかなり時間が経過しておりますけれども、御意見いただきましたが、令和2年度宮城県食品衛生監視指導計画について、若干修正が入るかと思っておりますけれども、皆さんからいただいた

意見をもとに、修正ということかと思いますが、まずはこの形で進めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこれにて指導計画案については終了いたします。

それでは続きまして報告事項にまいります。まずイの方の、食品衛生法施行条例の一部改正について事務局から報告をお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

それでは、報告イ食品衛生法施行条例の一部改正について御説明いたします。資料9を御覧ください。

初めに(1)条例改正の背景についてでございます。平成30年6月に食品衛生法が改正されました。この改正の背景といたしましては、記載のとおりでございます。この法改正により、令和2年6月よりHACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則としてすべての食品等事業者に、一般衛生管理に加えて、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めることになりました。

経過措置期間が1年間設けられてございまして、令和3年6月からの運用開始となります。

本県の食品衛生法施行条例につきましても改正法の施行日に合わせて令和2年6月1日に改正条例を施行いたします。

(2)条例改正の概要でございますが、現行条例では、食品許可事業者が遵守すべき事項を管理運営基準として定めておりました。食品許可事業者は、HACCP導入型基準と従来型基準のいずれかの基準により衛生管理を行うこととされておりました。今回の法改正に伴いまして、同事項が、厚生労働省令において、公衆衛生上必要な措置として整理されまして、一般的衛生管理に関する基準に加えまして、HACCPに関する基準が定められたことから、現行条例から当該部分を削除することとなっております。なお、法において条例で必要な追加の規定を定めることができるとされておりますが、基準の全国平準化を進めるという厚生労働省の方針を踏まえまして、今回の条例改正においては、県独自の規定は定めないことといたしました。

次に(3)、HACCPに沿った衛生管理の制度化を御覧ください。省令で示されました事業者の遵守事項であります。公衆衛生上必要な措置は、一般的な衛生管理に関することと、HACCPに関する取組がございます。このうち一般的な衛生管理に関することにつきましては、全事業者が業態にかかわらず取り組むべき事項となっております。この一般的な衛生管理の上に、業態に応じてHACCPによる取組を実施いたします。食品衛生上、危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組、これがいわゆるHACCPに基づく衛生管理でございますが、こちらは、国際規格でありますコーデックスのHACCP7原則に基づきました衛生管理の実施を求めたものです。一方の取り扱う食品の特性等に応じた取組、いわゆるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理は、小規模事業者等への緩和規定としまして設けられた措置でありまして、コーデックス7原則を基にしながらも、業界団体が作成する手引書を参考に、一部簡略化された衛生管理を行うことができます。また、小規模事業者等であっても、より高度な衛生管理を目指して、HACCPに基づく衛生管理に取り組むこともできます。

次に(4)公衆衛生上必要な措置の概要①を御覧ください。一般的な衛生管理とは、食品の安全性を確保する上で、必ず実施しなければならない基本的な事項であり、施設設備等の衛生管理、食品取扱者の衛生管理や教育訓練、回収時の対応等の14項目について規定されております。

続けて(5)公衆衛生上必要な措置の概要②を御覧ください。こちらが今回新たに加わりました

HACCPに基づく衛生管理の取組分となります。使用する原材料、製造方法等によりまして、食中毒菌の汚染、異物混入等の危害要因を把握しまして、それを問題のないレベルまで除去または低減するために重要な工程を管理し、検証改善する仕組みを構築し、実行するといった、コーデックスのHACCP7原則に基づいた取組が規定されております。なお、小規模な事業者、飲食店営業等にあつては、業界団体が作成した手引書に基づいた衛生管理を行うことができます。

次に(6) 営業者が取り組む事項について御覧ください。法改正により、営業者が取り組まなければならない内容について説明いたします。公衆衛生上必要な措置として定められた一般衛生管理やHACCPへの取組に関する基準に基づいた衛生管理計画を作成し、食品等の取扱いに従事する者及び関係者に周知徹底を図ります。また必要に応じて、具体的な清掃等の方法を定めた手順書を作成します。衛生管理の実施状況を記録保存します。その計画手順書の効果を定期的に検証しまして、必要に応じて内容を見直すと。これらの取組を着実に行うことで、被害の発生防止及び施設の衛生管理の向上を図ることができます。

(7) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理、飲食店の例を御覧ください。小規模な一般飲食店事業者向け手引書を参考とした活用例をお示しします。はじめに一般衛生管理及び重要管理のそれぞれについて、施設の規模や提供品目に応じて管理すべきポイントを選定し、確認すべき事項を定めます。これをまとめたものが左側の衛生管理計画となります。ここで定めたポイントにつきまして、必要に応じて手順書を作成しまして、作業者によって作業や手順が異なることのないような体制を作ります。この管理計画で定めたポイントにつきまして、日々の確認状況を記録したものが右側の記録となります。これらの記録等をふまえ、定期的に管理計画の見直しを行います。

最後に(8) HACCPに沿った衛生管理の制度化に係るスケジュールを御覧ください。平成30年6月の法改正を受けまして、改正政省令が昨年10月11日に公布されました。これを受けて作成した条例の改正案につきまして、今年2月の県議会にて、審議を受けまして、承認の後、今年3月に改正条例を公布いたします。その後各種講習会等で制度の周知を図るとともに、事業者の円滑な制度移行のため、HACCP導入支援制度などを開始いたします。

改正法、改正政省令、改正条例は今年6月に施行されまして、経過措置が1年ございますので、3年6月からHACCPに沿った衛生管理が完全施行されることとなります。資料の説明は以上でございます。

〈 西川会長 〉

ただいま食品衛生法の施行条例の一部改正について説明をいただきましたが、御意見あるいは御質問いただけますでしょうか。二段階ということで、一般の営業の方も、一般的な管理を元にしてやらないといけないと。計画書を作って、手順書も作成して、それを記録して保存して、そして検証して、見直しというのは、そういう手順をやらないといけないということになるということで、少し大変な部分もあるのですけれども、業者についても同じような形でやらないといけないということになっております。よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、次に口の方の、みやぎ食の安全安心県民総参加運動について事務局から説明をお願いいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

報告の口、宮城食の安全安心県民総参加運動について御説明いたします。まず(1)みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況について御報告いたします。資料10を御覧ください。

まず、食品表示ウォッチャーにつきましては、6月から12月までの7か月間にわたり、延べ1,359店舗でモニタリングを実施いたしました。不備が報告されたものについて、県で確認調査を行った結果、生鮮食品の原産地表示の欠落が4件確認されましたので、改善指導を行ったところでございます。今後、取りまとめ結果を県のホームページで公表することといたしております。

次に、モニターだよりにつきましては、6月5日に第22号、10月11日に第23号を発行し、次号は今月中の発行を予定しております。

次に、食の安全安心基礎講座につきましては、食品に関するマークについて、モニターだより第22号に掲載いたしました。また健康食品についてモニターだより第23号に掲載いたしました。

次に、モニター研修会につきましては、7月4日にHACCPをテーマに開催いたしました。

次に、食品工場見学会と生産者との交流会につきましては、まず10月24日に、有限会社伊豆沼農産と株式会社スワンドリームで開催いたしました。また11月6日には、みちのくミルク株式会社と有限会社耕佑で開催いたしました。さらに11月16日には、株式会社ささ圭と、株式会社ゼルコバドリームで開催しました。

次に、モニター制度の広報につきましては、コンビニエンスストアへのチラシ配架や各種広報媒体、みやぎまるごとフェスティバル等で募集を行いました。

次に、モニター登録の状況としましては今年度に入り、51人の新規登録、34人の取り消しがあり、登録者数は1,037人となっております。

次に、アンケート調査につきましては、529人から回答いただきました。調査結果はこのあと御報告いたします。ページをめくっていただきまして、2枚目を御覧ください。

講習会につきましては、まず、10月21日に、食品中の放射性物質をテーマとして、消費者庁等と共催しました。また10月28日に加工食品の新しい食品表示をテーマとして開催いたしました。今後2月13日に発酵食品をテーマに開催いたします。

次に、地方懇談会につきましては、各地方振興事務所におきまして、親子を対象とした農業体験、地域食材の収穫体験などを開催しております。

次に、取組宣言事業の広報につきましては、コンビニエンスストアへのチラシ配架や各種広報媒体、みやぎまるごとフェスティバルで周知を図っております。

次に、みやぎまるごとフェスティバルにおきましては、勾当台公園で取組宣言者が出展し、取組宣言ロゴマークシールを貼りつけた商品の展示販売を行いました。

次に、取組宣言者の登録の状況につきましては、今年度に入り、廃業等が30者ありまして、登録事業者は2,966者となっております。

みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況については以上でございます。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。今、説明いただきましたことに対しましては、何か意見あるいは確認したことがあれば御意見いただきたいのですけれど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは進捗状況についてはこれにて終了したいと思っております。モニターアンケートをお願いいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

続きまして(ロ)、みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果について御報告いたします。資料11を御覧ください。1ページ、上の方に記載しておりますが、アンケートの対象者は、6月28日現在のモニター登録者1,023人でありまして、このうち529人から御回答いただきました。回答率は51.7%で、昨年度とほぼ同じとなっております。次に回答者の属性ですが、男女別では男性が131人、女性が398人となっております。年代別では60代が158人、70代が151人などとなっております。

次に回答結果ですが、時間の関係上内容をかいつまんで御説明いたします。2ページをお開きください。問1ですが、食の安全安心全般について「不安を感じる」と「やや不安を感じる」の合計は56.7%となり、昨年度に比べ4.9ポイント減少しております。3ページを御覧ください。問2ですが、昨年と比較して、「不安を感じるようになった」と「やや不安を感じるようになった」の合計は17.8%となり、昨年度に比べて8.5ポイント減少しております。6ページをお開きください。問5は、安全で安心できる食品を供給するために重要だと思う取組と十分に行われていると思う取組を尋ねる質問です。重要な割に不十分と思われる取組は、「生産者の取組への支援」となっております。7ページを御覧ください。問6は、信頼関係を確立するために重要だと思う取組と、十分に行われていると思う取組を尋ねる質問です。重要な割に不十分と思われる取組は、「生産者、事業者及び消費者との相互理解の促進」となっております。続きまして10ページをお開きください。問8の県からの情報提供につきましては、「十分である」と「おおむね十分である」の合計は50.2%となり、昨年度に比べ微減となっております。続きまして16ページを御覧ください。問12ですが、食品中の放射性物質について「非常に気にしている」、あるいは「ある程度気にしている」回答者は68.7%となり、昨年度に比べ1.0ポイント減少しております。続きまして21ページを御覧ください。問15は、どのような食品が不安かを尋ねる質問ですが、キノコ・山菜類と魚介類の増加が目立ちます。これらの食品への不安感は昨年度大きく減少しましたが、今年度は一昨年の水準に戻る結果となりました。

続きまして、資料11-2を御覧ください。こちらは、今年度実施したアンケートの設問のうち、過去数年間にわたり設問としていたものの回答結果をまとめたものになります。適宜御覧いただければと思います。

以上、令和元年度の消費者モニターアンケートの調査結果の概要を御説明いたしました。この調査結果につきましては、モニターの皆様にお送りするとともに、県のホームページに掲載いたします。報告の口につきましては以上でございます。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。消費者モニターのアンケート結果、それから過去からの経緯についての資料を御紹介いただきましたが、何か御意見いただけますでしょうか。日野委員どうぞ。

〈 日野委員 〉

3ページの、「昨年と比較して食の安全安心について意識の変化がありましたか」で、今回で昨年度に比べて、ポイント的には減少しているということなのですが、ただこれについては、私を感じるのには、私は昨年よりも不安が増した方にしたのです。なぜかという、昨年、豚コレラなどは、増え続けて、こちらの東北の方にも波及してくるのではないかと不安があったのと、なかなか対策と

か、原因とかははっきりしたものが示されなかったというのもあって、何となくずっと不安を抱えていた状態があって、それでアンケートに関しては昨年よりも不安が増したとしたのです。

それで、またそれを考えると、昨年よりもどうかという比較の仕方をして、特に大きな問題がない年は、そんなに不安は感じないけれども、やっぱり何か一つでも何か問題点が出た場合は、どうしても不安を感じるというのが現状なのではないかと、思ったのです。ですから確かに昨年と比較するというやり方も一つなのでしょうが、ただそれで今年は減ったから、みんな不安はないのだという見方も単純にできない、問題の一つ一つが、不安になっている要素が一つ一つ変わってくるのではないのかと感じたものからです。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。そのあたり、いかがでしょう。確かに、その年によってはいろいろな問題があったりしますので、変わってくると思いますけれども。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

どうお答えしたら良いかという部分もありますが。また設問の仕方というところがあると思いますけれども。毎年昨年と比べてどうなのかというところは、考えなくていけないかと思えますけれども、ではいかがするか、という点についてはこれから考えていかなければならないと思います。

それから前段で豚コレラの話がされましたけれども、やはりその一つは、豚コレラはあくまで家畜伝染病ということでございまして、仮に人が食べてもその肉については、人に移ることはないということをもまず御理解をいただきたいなと思っております。そこが、いわゆる食の安心安全と、そちらの方の問題が、ある意味混同されているというところもあって、なかなか理解が難しいという部分もあると思います。

〈 西川会長 〉

確かに、年によって、いろいろな問題が起こってくると思うのですけれど。はい、加藤委員、どうぞ。

〈 加藤委員 〉

この7ページのところなのですが、これは是非とも第4期計画の中に反映させるべき内容ではないかなと思ったのです。特にモニターの方々がいろいろな見学会とか、いろいろな産地に行っていたりしている方も含めてこのような回答が出るということは、多くの方が生産者・事業者と消費者との相互理解が促進していないことで、安全安心に対して、今の豚コレラについても、正しい情報を知れば別段何も怖がることはないのだけれども、そういった理解が促進されていないというのがここでも現れていますし、情報の提供とか県民の意見の反映も、少し足りないというのがあるということなので、ぜひともこの第4期計画の中に、こういった意見があることを念頭に置くべきではないかなと感じました。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。よろしいですかね。そのほかいかがでしょう。平田委員どうぞ。

〈 平田委員 〉

このアンケートを見て、5ページのところだったのですが、食の安全性について高い項目のところに輸入食品の安全性と健康食品の安全性という項目があるのですが、そんなに飛び出て高いわけではないのですが、やはり消費者としてはこの意識が高いというところなので、第4期の基本的な計画のところに、入れられるというか、そういうところがないのかなと考えました。社会経済情勢の変化等もふまえて、輸入食品というのはやはり、消費者としては、不安を感じる大きな要因であるということがここで証明されておりますので、少しその点御検討いただければと思いました。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。そのあたりは、少し御検討いただくということによろしいですか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

先ほどの食品衛生監視計画の中でもありましたけれども、我々としても食品というのはやはりしっかりチェックしていく必要があるだろうということがございますので、まずは、その計画でしっかりやっていくということがございます。第4期計画の中にどういうふうに反映させていくか、表現するかというところは、これで読み込めるかどうかも含めて、考えてまいりたいと思います。

〈 西川会長 〉

輸入食品については、もちろん県の対応もそうですが、国としてもかなり万全にという形で力を入れて今進めていまして、そういう食品衛生監視員等の増員もかなり採用も増やしていますので、水際作戦といえますか、そこで食い止めることを必死でやっていますので、その辺りも含めて国と県と連動してやっているということで、御理解いただければと思います。その他御意見いかがでしょう。

それでは、みやぎ食の安全安心消費者モニターのアンケート結果等については終了したいと思います。それでは、最後になりますが、ハになりますけれども、食品に係る放射性物質検査結果について事務局からお願いいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

それでは、ハ食品に係る放射性物質検査結果について御報告いたします。平成31年4月から令和元年12月までの9か月の間に実施いたしました、食品に係る放射性物質検査の結果について、報告をさせていただきます。資料12を御覧ください。県では、平成29年3月に策定しました、東京電力福島第1原子力発電所事故被害対策実施計画(第3期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために、宮城県放射線・放射能測定実施計画を定めております。これにより、県の関係部局におきまして、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、それぞれ検査を実施しております。

では12月末日までの検査結果について御報告いたします。出荷前検査についてですが、野菜類、果実類、穀類の農産物は1,460点、原乳は45点、牛肉は19,434点、豚、めん山羊などは85点。海産魚種、内水面魚類などの水産物は13,042点、きのこ・山菜類などの林産物は847点、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は258点、合計35,171点の検査を

実施いたしました。うち、基準値を超過した品目は、林産物でコシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、タラノメ、ワラビとなっており、いずれも野生のもの56点で、すべて出荷制限指示が出されているものでございます。野生鳥獣肉については、258点中、ツキノワグマにおいて1点の基準値超過がございましたが、これはすでに国から出荷制限指示を受けているものになります。

今年度12月末までの9か月間に、出荷制限指示の解除を受けた品目に関しましては、10月1日に新たに県内の阿武隈川を対象水域としたアユの出荷制限指示が解除となりました。これは平成25年、29年に続く解除でありまして、県内のすべてのアユの出荷制限指示が解除となったものでございます。また特用林産物の露地の原木しいたけにおきまして、新たに3名の方が、今年度出荷制限指示が解除されております。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は216点検査を実施いたしました。基準値を超過したものはございませんでした。次にその他の検査の学校給食で使用する食材ですが、386点検査を実施いたしました。基準値の超過はございませんでした。

続いて、住民持ち込み測定についてですが、これは県内の市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものでございます。測定点数は695点で、うち17点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目は、イノシシ肉、キノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タケノコとなっております。

検査結果などは、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何か。確認あるいは御意見いただければと思います。いかがでしょう。氏家委員どうぞ。

〈 氏家直子委員 〉

住民持込測定のことで聞きたいのですけれども、農産物の方で、もう県の方で、1,460点検査していますが、住民の方の持ち込みでも、農産物というか、野菜系があるのかどうかお聞きしたいのですが、山菜類だとやはり気にしている方が多いのかなとは思っているのですが、自分たちが育てた野菜について持ってくる方がいるのかどうか気になったので、お聞かせください。

〈 原子力安全対策課 〉

原子力安全対策課です。やはり野菜の申し込みとかは少なくはなっているのですけれども、直売所等で販売されるものを持ち込んでというような形で、検査される場合で、野菜等の持ち込みもあります。ただ、件数的には山菜類とか、野生の鳥獣肉が多くなっております。

〈 氏家直子委員 〉

今の話なのですが、直売所等に出す生産者さんの方が持ってくるということですか。それとも、直売所で購入したお客さんが持ってきているのですか。

〈 原子力安全対策課 〉

一部、市町村によっては直売所等に関わっている市町村もあるので、生産者が個人的に野菜

等を持ち込んでいる場合もあるということになります。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。氏家委員。

〈 氏家幸子委員 〉

結果の公表についてなのですけれども、品目ごとに上にある情報サイトを開けばわかりますということだったのですが、概要はどうなっているのだろうと見たときに、全部開いていくのは、とても大変な感じだなと思って。例えば、こういった今見ているこの表、すごくよくわかるので、こういった表が貼ってあったりはしないでしょうか、ホームページに。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

それぞれの品目ごとに担当課の方でもホームページで公表しておりますけれども、それを取りまとめたものが、一番上の太字で書いております「放射能情報サイトみやぎ」でございまして、こちらの方ですべての品目が一括してわかるような形での公表をしております。

〈 氏家幸子委員 〉

開いていってみようかなと思ったときに、なかなかたどり着けないような感じがするので、かえって時々新聞で発表になっているようなところで見たりであるとか。こういう資料上で一括して見られる方が、便利だなとすごく思うので、例えば「放射能情報サイトみやぎ」の一番トップページのところに、はっきり見てないのですが、こういう表があって、ここから農産物だったら農産物をクリックすると、詳しく見られるとか、そういったやり方はできないのかということ。

〈 原子力安全対策課 〉

原子力安全対策課なのですけれども、随時更新ということで、各課さんに取りまとめいただき、多分各課さんで期日ごとの取りまとめをいただいている。リンクとか、直接貼ってある場合もあるのですけれども、それをどの時点でまとめてというのが、現時点では作業的にどうなのかと思います。

〈 氏家幸子委員 〉

詳しくていいのでしょうかけれども、概要をつかむことを思うと、なかなか大変というのがあったので、ちょっと親切でもいいかなという意見として申し上げました。

〈 西川会長 〉

そのあたり、もう一度ちょっと確認をしていただけてということで、その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは放射性物質検査については以上になります。

これで本日の議事一切終了いたしますが、先ほどから何回も出ていますけれども、食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)が、これから取りまとめになりますので、皆さんの方で今日、意見かなりいただきましたが、今一度読み返していただいて、書面に書いていただいて、それで2月29日までには事務局の方に提出をしていただけないかなと思います。大事な実施計画に

なりますので、よろしく願いいたします。では事務局にお返しいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 福田部副参事 〉

本日は長時間にわたりまして活発なご議論を大変ありがとうございました。今、西川会長からもお話しくださいましたように、第4期の計画に関する御意見等につきましては、様式等をお渡ししておりますので、お忙しいところ恐縮でございますけれども、今月末までに事務局の方にお送りくださいますようお願い申し上げます。また食品衛生監視指導計画案に対しましても、御意見等ございましたならば、併せてお送りいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

次回の開催は、令和2年6月頃を予定しております。追って開催の御案内を差し上げたいと思いますので、何とぞ御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、食の安全安心推進会議を終了いたします。お忙しいところ長時間にわたり大変ありがとうございました。